

恩給法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、恩給受給者の高齢化の現状等にかんがみ、受給者等の申請負担軽減を図るための恩給支給事務手続の簡素合理化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、恩給権者に係る失権等の届出義務に関する規定を削除する。
- 二、恩給権者が死亡した場合における未支給金の請求について、未支給金を受ける権利を有する相続人等の同順位者が二人以上あるときは、そのうちの一人がした請求は全員のためその全額につきしたものとみなすこととし、従来義務付けていた総代者選任届の提出を廃止する。
- 三、失権等の届出義務違反者に対する過料に関する規定を削除する。
- 四、普通恩給又は扶助料で、かつて一時恩給等を受けたことにより一定額が控除された金額をもってその年額とされているものについて、平成十七年四月分以降、当該控除を行わないこととする。
- 五、この法律は、平成十七年四月一日から施行する。